

九州産業大学教授とハリマ化成の特許ライセンス契約 訴訟に見る産学連携の教訓

事件の概要と背景経緯

本件は、九州産業大学の教授が代表を務めるベンチャー企業（原告、株式会社アイエスティー¹）と、化学メーカーのハリマ化成株式会社（被告）との間で締結された特許権等の専用実施権および仮専用実施権の設定契約に関する紛争である¹。原告は、この契約に基づき被告が支払うことになっていた実施料（一時金）4,500万円*（+遅延損害金）の支払いを求めて提訴し、被告は契約上の特定条項を根拠に支払い義務を否定した¹。裁判は大阪地方裁判所における第一審（平成29年（ワ）3973号、2019年7月4日判決）と、知的財産高等裁判所における控訴審（令和元年（ネ）10053号、2019年12月18日判決）に至っている。

本件契約の背景には、**大学発の蛍光色素技術の事業化を巡る10年以上に及ぶ産学連携の経緯**が存在する。時系列で見ると、平成17年（2005年）頃に九州産業大学教授である原告代表者が開発した新規な蛍光色素に着目した被告が、同年に機密保持契約を締結して共同研究の協議を開始した²。平成19年には共同開発契約（委託費300万円）を締結し本格的な共同研究が進められたが、研究は当初予定から延長しつつも平成25年7月に一旦終了した³。その後も原告代表者は学内外の支援を得て研究を続行し、平成25年末には国の実用化支援研究費に採択され被告も共同研究に参画する意向を示した⁴。

しかし、この間に**競合他社による類似技術の台頭や特許戦略を巡る不協和**が発生している。平成25年11月には競合の古河電工がウイルス検査等に利用できる新たな蛍光粒子を開発したとの新聞報道があり⁵、後にその開発には被告を通じて原告技術のサンプルが渡っていたことが判明し被告が謝罪する一幕もあった⁶。さらに平成26年10月には、共同研究から生まれた発明の特許出願方針を巡って原告と被告の意見が対立し、原告側が被告と調整しないまま**単独で特許出願を行った**⁷。このような出来事により両者の信頼関係には微妙なずれが生じ始めたと考えられる。

それでも平成27年から平成28年（2015～2016年）にかけて両者は再び歩み寄り、医療・バイオ分野での**事業提携や合併会社設立**を見据えた協議を行い⁸、改めて秘密保持契約を締結した上で、本件となる特許専用実施権（および仮専用実施権）設定契約の詳細交渉に入った⁹。被告は平成28年2月には契約書案の骨子を提示し、自社社員を原告研究室に派遣して技術検証も行った上で、同年4月22日付で契約書に調印（押印）し本契約を締結するに至った¹⁰。要するに、**大学の研究成果を企業が独占的に実施して事業化するためのライセンス契約**が、10年以上の共同研究関係の末にようやく結ばれたわけである。

* 原告会社名は判決文では「株式会社アイエスティー」とされている¹。

問題となった契約条項と本件技術

本件で締結された「特許権等の専用実施権および仮専用実施権の設定に関する契約書」には、後の紛争で中心となった以下のような**特異な条項**が含まれていた。

- ・**第25条（契約の一体性）**：「本契約は、第12条（共同研究）及び第13条（販売・製造）に定める共同研究契約、及び製造委託契約の締結を条件とする。」¹¹

・**第21条（契約期間）第2項**：「前項に関わらず、本契約の有効期間中であっても、被告は、本件特許権等の実施にあたる事業を中止したときは、事前通知によって中途解約できるものとする。」¹¹

・**第22条（解除事由）第1項**：「原告又は被告は、相手方が本契約に定めるその他の義務に違反し、当該相手方の書面による履行催告を受領後30日以内経過後も当該違反が解消されないときは、書面による通知をもって本契約を解除することができ、かつこれにより生じた損害の賠償を違反当事者へ求めることができるものとする。」¹²

第22条第1項はいわゆる**債務不履行に基づく契約解除条項**であり特段珍しいものではないが、第25条や第21条第2項は契約全体の成否や継続を左右する重要条項であった¹³。第25条は**本契約自体に停止条件**

(suspensive condition)を付す条項であり、「共同研究契約及び製造委託契約を締結すること」が本契約の成立・維持条件と定められている。換言すれば、本契約単体では完結せず、一定の追加契約（＝産学連携プロジェクトを具体化するための契約群）が別途締結されなければ、本契約の効力は発生しない（もしくは失われる）という仕組みになっていたと解されるのだ¹⁴。また、第21条第2項は**被告企業側に有利な中途解約権**を定めており、仮に契約期間内でも被告が「事業を中止したとき」は一方向的に契約を解約できると規定している¹¹。これは、企業側がプロジェクトの見通しが立たなくなった場合に備えた「撤退条項」と言え、後述の通り実際に本件でも問題となった。

本契約の対象となった技術は、**原告教授が開発した蛍光色素に関する発明**であり、ナノテクノロジーや医療検査分野での応用が期待されるものだった²。具体的には「既存品より蛍光強度が高く水溶性も高い蛍光材料」を開発し、それを使った新製品を被告が製造販売することを目的として、原告と被告が契約を締結したと裁判所も認定している¹⁵。当該発明および関連特許は複数存在し、判決によれば**原告代表者（大学教授）は自己または原告会社名義で少なくとも12件の特許を保有していた**¹⁶。本契約ではそれら既存特許に加え、「**本件事業に関わる出願中の知的財産権**」（係争中の特許出願等）も仮専用実施権の対象として含めていた¹⁷。この点は、将来被告が独占的に事業推進するにあたり第三者特許の障害を防ぐ狙いがあったとみられる¹⁸。

要するに、原告の蛍光色素技術を改良・製品化して市場展開するために、**(a) 大学側の技術提供と改良研究（共同研究契約）、(b) 改良製品の製造委託契約、(c) それらを前提とした独占的ライセンス供与契約**という三位一体のスキームが構想されていた。しかし契約上、その肝心の**(a)と(b)が締結されない限り(c)も発効しない**という、ある種の「条件付きライセンス契約」となっていた点が特徴である。

当事者の主張と法的争点

契約締結後、原告は被告に対し契約一時金4,500万円の支払いを求めたものの、被告は「**第25条の条件が成就していない（共同研究契約等が締結されていない）ので支払義務なし**」との立場を取り、これにより原告側が提訴する運びとなった¹。本件訴訟における**主たる争点**は次の2点に大別される¹⁹。

1. **民法第130条（条件成就の妨害）の適用**：被告が故意に本契約第25条の停止条件の成就（共同研究契約等の締結）を妨げたと評価できるか否か¹⁹。もし被告に故意かつ信義則違反の妨害があったと認められれば、民法130条により条件は成就したものとみなされ、本契約は有効→実施料支払義務が発生する可能性がある。
2. **契約解除・解約の有効性**：被告は契約上、第21条第2項に基づく中途解約（事業中止による契約終了）および第22条第1項に基づく債務不履行解除（相手方の義務違反による解除）を主張しており、それら解除権行使が適法に認められるかどうか¹⁹。仮に本契約が有効だったとしても、被告が正当に契約を終了させていれば原告は実施料を請求できないことになるため、争点となった。

原告（大学側）の主張は、平たく言えば「**被告は共同研究を行う意思もないのに契約を持ちかけて技術ノウハウだけ奪った。共同研究契約や製造委託契約を結ばなかったのは被告の策略であり、民法130条の規定によ**

り条件は成就したものとみなすべきだ」というものであった。原告は予備的主張として詐欺による不法行為（被告が最初から実施料を支払う気がなく欺いた）まで掲げ、損害賠償も求めている²⁰。他方、被告（企業側）の主張は「契約時点では共同研究・事業化に向けて検討を尽くした。しかし契約締結後、原告から必要な技術情報の提供がなく事業の見通しが立たなくなったため、共同研究契約等を締結しなかった。これは故意の妨害ではなく正当な経営判断であり、したがって条件未成就のまま契約は失効した。また万一契約が有効でも、原告の義務違反に基づき適法に契約解除した」といったものである²¹²²。

原告の激しい主張（詐欺によるノウハウ詐取という非難）に対し、被告側は自社の取り組みを詳細に立証した。契約締結以前から原告との打合せや会議を重ね、契約後も「社内プロジェクト」として研究開発計画の策定に着手した事実などが示され²³、「契約時点から共同研究の意思がなかったとは認められない」として原告の詐欺主張は退けられている²⁴。

以上を踏まえ、裁判所は主として「被告による条件成就妨害（民法130条該当性）の有無」に焦点を当てつつ、必要に応じて契約解除の有効性についても判断を下すこととなった。

裁判所の判断：停止条件成就の妨害と契約解除

民法130条「条件成就の妨害」の適用について

第一審・知財高裁ともに、本件の核心は被告による停止条件不成就が民法130条に照らして原告に権利主張を認めるべき不当なものかどうかにあるとし、この点を詳細に検討している。判決はまず一般論として、民法130条の趣旨および適用要件について以下のような規範を示した：

「民法130条は信義則に反する当事者の責任を重くしたものであるから、同条によって条件が成就したものとみなすためには、条件が成就することによって不利益を受ける当事者に『故意』があることに加え、条件を不成就にしたことが信義則に反することも要件として求められると解すべきである。」**²⁵

すなわち、単に一方当事者が故意に条件成就を妨げたという事実だけでなく、その妨害行為が信義則（信義誠実の原則）に反すると評価できる場合に初めて、条件成就擬制（みなし成就）が認められるとの判断枠組みが示されたわけである。これは、条件成就の妨害を主張する側（本件では原告）にとってハードルが高いことを意味し、「契約上の条件を満たさなかった責任が一見相手方にあっても、それが正当な事情に基づくのであれば民法130条は適用されない」という考え方である²⁵。

この枠組みのもと、裁判所は被告が共同研究契約等を締結せずに本件契約の条件を未成就のままとしたことが、信義則違反と言えるかどうかを吟味するため、契約締結前後の双方の対応や事情を詳しく認定した²⁶²⁷。判決で指摘・考慮された主な事情は以下の通りである。

- ・(1) 原告から被告への技術情報開示の状況：裁判所はまず、本契約が締結された目的を確認し、「契約後に共同研究で蛍光強度や水溶性を高めた改良製品を開発し、被告がそれを事業化する計画」であったと認定した¹⁵。そしてその前提として「被告Yが共同研究を始めるに当たり、原告Xの製品に係る蛍光色素の構造や合成法、課題解決に必要な情報、製品化検討に必要な情報等の開示を受けることが必要不可欠」であったと指摘している²⁸。ところが実際には、契約前後を通じて原告Xから被告Yへの情報開示は不十分であり、被告は「発明の作用効果や原告製品（蛍光色素）の評価を十分にできなかった」だけでなく、「今後の共同研究や製品化に当たって解決すべき課題を具体的に認識すること」すらできなかったと認定された²⁹³⁰。その結果、「課題解決の可能性や難度、必要な時間も不明で、製品化の見込みが立てられない」状況だったとされている³⁰。被告は当該事業に多大な経費を投じる予定であったが、基礎情報が不足し将来の見通しが立たない以上、営利企業である被告が共同研究の続行を断念し事業中止を検討するのは「不合理とはいえない」と判断された³⁰。さらに、「被告社内で共同研究契約の条項を詰め交渉する状況に至っていたとはいえない」（＝契約締結

後も共同研究契約を締結できる段階に至らなかった）とも述べられ、**原告側の情報提供義務懈怠が認定された形**となっている³¹。

- ・(2) **原告による関連特許の無断出願と情報非開示**：次に裁判所が着目したのは、前述の原告が**単独出願していた特許（いわゆる「サブマリン特許」）**の存在である³²。判決によれば、本件契約締結後、原告Xは約2か月以上もの間、その出願中の関連発明（判決上「乙27発明」と表現）の特許出願の事実を被告Yに開示しなかった¹⁷。しかも当該特許の出願人には原告以外の第三者（おそらく原告側の共同研究先か資金提供機関）が含まれており、原告代表者は**その第三者から仮専用実施権設定の同意を得られないと**明言していたという³³。これは、本契約で予定された「本件事業に関わる出願中の知的財産権」への仮専用実施権付与が実現できないことを意味する。裁判所は、**本契約に出願中の知財権を含めた趣旨は被告が安心して独占事業を進めるため（後から第三者権利に邪魔されないため）である**と解釈しつつ、第三者の同意が得られなければその趣旨は完全には実現されず、被告Yにとって「このような事態（＝第三者の存在・不同意）が本件事業推進上、一定のリスク要因となり得る」ことは否めない、と認定した¹⁸。加えて、かかる経緯自体が「X社とY社間の信頼関係に影響を及ぼすもの」とも指摘しており³⁴、**原告側の情報非開示・第三者絡みの権利処理の問題が、被告の不信感を招いた**と評価された。

- ・(3) **契約締結後の被告の対応**：原告側は、「契約後しばらく被告は共同研究契約締結に向け動いていたので、急に停止条件未成就を主張するのは信義則違反だ」との趣旨も主張していたようである。これに対し判決は、原告代表者自身も**第25条という停止条件の存在を認識**しており、契約押印前に被告から「まず本契約を締結するのは当然の流れで、被告にはまだ情報がないから共同研究契約や製造委託契約の議論はこれから」と説明を受けていた事実を認定した³⁵。その上で、契約締結から平成28年6月下旬～7月時点でなお共同研究契約等は締結されていなかった以上、「被告側の上記対応（＝契約締結後の慎重な様子）によって、原告に対し『第25条の停止条件は不成就でも主張されないだろう』との期待を抱かせたとまでは言えない」と判示している³⁵。平たく言えば、「**契約後に被告が条件成就を放棄するかのような言動を見せて原告を安心させたわけではない**」という判断である。

以上の事情を総合し、裁判所は「**被告が原告との間で共同研究契約を締結しなかったことは、やむを得ないものであった**」と認定した³⁶。そして「したがって製造委託契約を締結しなかったこともやむを得ない。そうすると、被告が条件を不成就にしたことが信義則に反するとはいえないから、被告が故意に停止条件を成就させなかった（民法130条）と認めることはできない」と結論付けている³⁶。要するに、**本件では被告による停止条件不成就は信義則違反とは評価できず、民法130条の適用要件（故意＋信義則違反）を満たさないため、条件成就したものとはみなされない**との判断である。この判断により、原告の主位的請求である契約一時金支払請求は**契約の停止条件不成就ゆえに棄却**されることとなった。

なお、裁判所は「共同研究契約等が締結されたのと同視すべき特段の事情も信義則上認められない」と付言しており³⁷³⁸、原告側が主張したであろう「条件成就の擬制（みなし成就）」を完全に否定している。また原告が予備的に主張した**詐欺による不法行為（ノウハウ詐取）**についても、「被告には契約締結時から共同研究を行う意思がなかったとは推認できず、製造委託契約についても共同研究契約が締結されないまま単独で締結するとは考え難い。したがって被告が詐欺を行ったとの原告の主張は認められない」と明快に退けられた²⁴。以上により、原告の請求はいずれの構成においても認容されず敗訴となっている。

契約の中途解約・解除の主張について

上記のように、裁判所は停止条件不成就に関する判断をもって主請求を棄却しており、**契約の中途解約（第21条）や解除（第22条）の有効性について正面から判断を示すまでもなく原告敗訴が確定した形**である。た

だし、被告側は仮に契約が有効であった場合に備えて、第21条第2項・第22条第1項に基づく契約終了を主張していた。判決文中では詳細が割愛されているが、状況から推察すると以下の通りである。

- 被告は本件技術の事業化を「中止した」とみなせる状況にあり（原告から十分な情報が得られず製品化断念を検討したと判決も認定³⁰）、契約上の**中途解約権（第21条2項）**行使の要件は満たされていたと考えられる。被告は適切に原告へ事前通知を行い事業中止による解約を通告した可能性が高い。
- また、原告が**契約上負っていた情報開示義務等を十分に履行しなかったこと自体が契約上の義務違反（債務不履行）**に該当し得る。被告は原告に対し文書で履行を催告し、30日経過後も是正されないため**解除権（第22条1項）**を行使した旨も主張していたとみられる¹⁹。判決の事実認定を見る限り、原告の情報提供不足は明白であり、被告による契約解除も手続き上適法に行われたと考えられる。

裁判所は主文で原告の請求を棄却したのみで、解除の有効性について明示的判断を示した記載は見当たらない。しかし**実質的には、停止条件未成就（契約発効せず）という状態か、仮に発効していても原告の債務不履行により適法に解除された状態かのいずれにせよ、原告が実施料を請求し得ないことに変わりはないと整理できる**。よって被告側の防御主張（中途解約・解除）は補充的な位置づけではあるが、裁判所の認定した事実関係からすれば**被告による契約解消の措置にも相当の正当性があったと評価できる**。

浮き彫りになった産学連携プロジェクトのリスク要因

本件は、大学の研究成果を企業と共同で製品化・事業化しようとする**産学連携プロジェクトの典型例**であり、その頓挫に至る過程で様々な「産学連携の難しさ」が浮き彫りとなった。判決内容および解説等から抽出できる**リスク要因**として、以下の点が挙げられる。

- **技術情報の非対称性・コミュニケーション不足**：企業側は事業化の経営判断を下すため詳細な技術データや検証結果を求めるが、大学側（発明者）は自身のペースや慎重さから情報開示が遅れたり不十分になりがちである³⁹。本件でも、企業が求めた資料やデータを研究者側が十分に提供せず、製品化課題の認識に齟齬が生じたことが明らかになっている²⁹。これは産学連携でしばしば見られる「**研究者と企業人との意識差**」に起因するリスクと言える。
- **特許権・知財戦略の不整合**：大学側と企業側で知的財産の取り扱いに対する考え方の違いも顕著である。本件では、原告教授が企業と調整なく**関連特許を単独出願**してしまい、その中に第三者（公共機関等）が関与していたために企業への独占実施権付与が困難になるという事態が生じた¹⁷。さらに、大学や公的機関が絡む場合、「**民間企業への独占権付与**」に**内部抵抗**があることもしばしばで、特許出願のタイミングや共同出願人の調整が円滑に進まないことがある³⁹。こうした**特許のサブマリナ化**（隠れた出願の発覚）は企業の信頼を損ない、プロジェクトのリスクとなる³⁹。
- **マイルストーン設定の曖昧さ**：産学連携プロジェクトでは、研究開発の成功・実用化を条件として事業化契約が発効するような形態がとられることが多い。しかし本件では「**共同研究契約と製造委託契約の締結**」という形で条件が設定されたものの、**それをいつまでに、どの程度の成果が出れば締結するのか**といった具体的基準が曖昧であった。結果的に、企業側は満足できる技術的裏付けが得られないまま契約締結を見送り、大学側は「条件を満たす努力をしたのに企業に逃げられた」と感じる事態となった。**マイルストーンや条件成就の定義が不明確**だと、互いの認識に齟齬が生じ紛争リスクが高まる。
- **組織対組織の温度差**：大学側（研究者個人）はしばしば自らの研究成果への思い入れが強く、「必ず成功させたい」という情熱を持つ³⁸。一方、企業側は組織としてリスクを検討し損得勘定で動くため、冷静かつ慎重に中止判断を下すこともある。本件でも、担当者レベルでは研究継続の意欲があっても、**企業上層部の判断**で次々と追加の条件や要求が出され、結果的にプロジェクト断念に至ったと

指摘されている³⁹。これは**組織内部の意思決定プロセスの違い**から生じる摩擦であり、産学連携あるあるの一つである。

- ・**信頼関係の脆さ**：以上の諸点に関連するが、産学連携は**相互の信頼に基づく協力関係**が鍵となる。本件では、競合他社へのサンプル流出事件や特許出願を巡る不信、情報開示の不十分さなど、小さな「ボタンの掛け違い」が積み重なり10年以上育んだ関係が崩壊してしまった⁴⁰³⁸。大学・企業という文化の異なる組織間では、一度不信感が生まれると修復が難しく、プロジェクト全体のリスクとなる。

以上、**技術・知財・契約・組織文化**といった様々な面での**リスク要因**が露呈した本件は、産学連携の現場で起こり得る問題を網羅的に示していると言える。

判決から得られる教訓：契約条項設計とプロジェクト管理の留意点

本件判決の分析および上述したリスク要因から、産学連携契約を締結する企業・大学双方にとって多くの教訓が導き出せる。以下に、契約条項の設計やプロジェクトマネジメント上の留意点をまとめる。

- ・**曖昧な停止条件は紛争の火種**：本件のように「別途契約の締結」を停止条件とする条項は、条件成就の成否が当事者の主観や協議状況に左右され、極めて不明確である。契約締結時点で将来の不確実性に備えたい企業側心理は理解できるが、**条件の内容や成就期限、成就判断の客観基準**を定めておかないと、後日「故意に成就させなかった」か否かの争いに発展しかねない。契約上どうしても条件付けが必要な場合は、**マイルストーンとなる技術指標や締結予定日**などを具体的に合意しておく、あるいは**条件不成就の場合の処理（違約金や費用精算など）**を明記しておくべきである。
- ・**一方当事者に裁量が偏る条項のリスク**：本件契約には企業側に中途解約権を与える条項（第21条2項）が盛り込まれていた。企業としては「事業中止時に損失を食い止める安全弁」として入れがちな条項だが、大学側（またはベンチャー側）にとっては**契約継続が企業の一存で左右される不安**が残る。特に民法134条が禁止する**純粹随意条件**（成就が一方の意思のみにかかる条件）と評価されるおそれもあるため、バランスに配慮した条項設計が望ましい。本件では共同研究契約は双方で締結するものなので純粹随意条件には当たらないとされたが⁴¹、極端に一方有利な解除権等は信義則上の問題を招き得ることに留意すべきである。
- ・**情報提供義務と守秘義務のバランス**：産学連携契約では、企業が求める技術情報を大学側がどこまで開示するかが悩ましい問題となる。企業側は経営判断に足る十分な情報開示を契約上明文化し、進捗報告やデータ提供の頻度・範囲を取り決めることが肝要だ。他方で大学側も、自らの技術がブラックボックスのままでは企業の協力を得られないことを認識し、**ノウハウ流出のリスクと開示によるメリット**を天秤にかけた上で合意すべきである。本件では原告の情報開示不十分が敗因となったことから、「**出し惜しみは契約全体を失う**」との教訓が得られる。一方で、企業側は受領した情報の守秘義務や第三者提供の禁止を契約で厳格に定め、大学側の不安を和らげる努力も必要だ。
- ・**知財の権利処理を明確に**：共同研究の成果や関連特許の取扱いについては、**契約前提として関係者間で明確に合意**しておくことが不可欠である。特に本件のように公的機関や他の共同研究者が関連発明の権利者となり得る場合、事前に**独占実施権許諾の同意取得や権利譲渡オプション**などを取り付けておくべきだった。企業側は「想定外の第三者権利」が後から出てこないよう、大学側の特許ポートフォリオを洗い出し、将来出願予定も含めて契約書中にリストアップさせるなどの策を講じるべきだろう。大学側も資金提供機関や所属機関との調整を怠らず、**契約締結時点で知財に関する地雷**を除去しておかないと、結果的にプロジェクト全体を失うリスクが高まる。
- ・**契約交渉時の期待値コントロール**：本件では10年越しの協力関係に契約が結ばれたが、結果として大学側は「契約すれば後はうまくいく」という期待を抱き、企業側は「契約してもダメなら撤退可能」

という打算を残していたように見受けられる。契約締結はゴールではなくスタートである。**お互いの真意（本気度と懸念）を共有し、過度な楽観や悲観を排して現実的な計画を立てることが重要だ。**契約交渉段階で「最悪の場合はプロジェクト中止もあり得る」こと、「その際の責任や費用負担はどうするか」を話し合っておけば、いざ破綻となっても泥沼の訴訟に至る可能性は低くなる。

- ・**信頼関係の維持**：産学連携の成否は人間関係・信頼関係に大きく依存する。**透明性のある情報交換、定期的なミーティング、相互の立場への理解**といった基本的なコミュニケーションを怠らないことが肝要だ。本件では双方に不信の芽が生じた後、それを解消できないまま契約締結・破綻に突き進んでしまった印象がある。企業文化と学術文化の違いを超えて**共通の目標を持つパートナーとして協働する意識**を関係者全員が持つことが、長期プロジェクトでは欠かせない。

以上のように、本件から得られる教訓は多岐にわたる。裁判所も「本判決には実務者にとって教訓的なエッセンスが多々含まれる」と述べており、産学連携に関わるすべての当事者に一読を勧めている⁴²。産学連携プロジェクトの契約を締結する際には、本件のような失敗事例を他山の石として、契約条項の設計からプロジェクトの進め方まで慎重に検討・運用していく必要があるだろう。

参考文献・出典：本レポートは判決文（大阪地裁令和元年7月4日判決・知財高裁令和元年12月18日判決）およびその解説¹⁴²⁹³⁶、関連ブログ記事³⁹²⁴等に基づいて作成しました。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 19 20 23 24 25 26 27 31 32 35 37 38 39 40

⁴² 裁判例に見る「産学連携」の難しさ。 - 企業法務戦士の雑感 ～Season2～

<https://k-houmu-sensi2005.hatenablog.com/entry/2019/07/11/233000>

15 17 18 21 22 28 29 30 33 34 36 41 IPNewsletter201908

<https://www.ohebash.com/jp/newsletter/IPNewsletter201908.pdf>